

全国森林計画の変更について

現行計画の概要

- 全国森林計画は、農林水産大臣が森林・林業基本計画に即し、5年毎に15年を一期として策定する計画。
- 森林の整備・保全に関する基本的指針や広域流域（44流域）毎の伐採量等の計画量等を示し、地域森林計画、市町村森林整備計画等の規範となるもの。
- 現行計画は、平成20年10月21日に策定され、計画期間は平成21年4月1日～平成36年3月31日（別添参照）。

計画の変更の内容

- 森林・林業再生プランに基づく「森林・林業基本政策検討委員会最終取りまとめ」、森林・林業基本計画の見直しを受けた内容の変更
- 森林・林業基本計画の見直しを受けた計画量等の変更

全国森林計画の変更のポイント

変更にあたっての視点	変更にあたっての考え方
<p>森林・林業基本計画は政策の基本方向（ビジョン）を、全国森林計画は森林の整備・保全の実現のための規範（ルール）、指針（ガイドライン）を示すものとして、両計画の位置づけを明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本計画との重複排除 <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林・林業基本計画と重複する「ビジョン」に関する記載を整理し削除 ○ ルール、ガイドラインとしての内容の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採（主伐・間伐）、造林（人工造林・天然更新）の基準、林道・林業専用道開設の考え方を明確化 ・ 森林の保護等に関する事項を設け、森林病虫害対策、野生鳥獣対策等について記載
<p>国民各層に分かりやすいものとなるよう構成や記述内容の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画事項の大括り化など構成の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行計画の計画事項を「森林の整備に関する事項」「森林の保全に関する事項」「森林の保健機能の増進に関する事項」に大括り化 ・ 間伐については、伐採立木材積に加え、間伐面積を参考値として記載
<p>3機能区分を止め、地域主導の森林の区分制度を創設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たなゾーニングの設定、施業方法等の明示 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の3機能類型区分を止め、水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化機能、物質生産、生物多様性保全（属地的に発揮される一部の機能）といった機能ごとに、ゾーニングの設定方法や施業方法の考え方を記載
<p>森林・林業基本計画の見直しに伴う計画量等の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画量及び目標数値の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林・林業基本計画の見直しを受けて、森林の整備及び保全の目標、立木伐採材積計画量、造林面積計画量、林道開設量を見直し
<p>森林・林業基本計画と全国森林計画との一体的作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林・林業基本計画と全国森林計画の合冊版の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林・林業基本計画と全国森林計画を一体化した合冊版を作成 ・ この中で、森林・林業基本計画と全国森林計画との一体性を分かりやすく示すため、次期森林・林業基本計画の始期から5年間分の計画量等を参考値として記載

別添

全 国 森 林 計 画

〔平成20年10月21日閣議決定〕

農 林 水 産 省

目 次

まえがき	1
I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する 基本的な事項	3
1 森林の整備及び保全の基本的な考え方	
2 森林整備及び保全の目標	
II 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	12
1 施業に関する基本的事項	
2 重視すべき機能に応じた森林の区分ごとの施業に関する特記事項	
3 伐採立木材積及び造林面積に関する計画	
III 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	16
1 公益的機能別施業森林の設定の考え方	
2 公益的機能別森林施業に関する事項	
3 伐採の方法及び造林の方法を特定する森林	
IV 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	18
1 林道の開設に関する計画	
2 搬出の方法を特定する森林	
V 森林施業の合理化に関する事項	20
VI 森林の土地の保全に関する事項	22
VII 保安施設に関する事項	22
1 保安林の配備	
2 特定保安林の整備	
3 治山事業	
4 その他必要な事項	
VIII 森林の保健機能の増進に関する事項	24
1 保健機能森林の設定の方針	
2 保健機能森林の整備の方針	
3 その他必要な事項	
第1表 森林の有する機能ごとの整備及び保全の目標並びに重視すべき 機能に応じた森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針	5
第2表 森林整備及び保全の目標	10-11
第3表 計画量	26-27
第4表 伐採の方法を特定する森林の指定基準	28-29
第5表 土壌を改良する必要がある森林、搬出の方法を特定する森林 並びに森林の土地の保全に特に留意すべき森林の指定基準	30-31
別紙 全国森林計画広域流域位置図	32

まえがき

森林は、木材等の林産物の供給、水源のかん養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、国民生活と深く結びついてきたところであるが、近年、これらに加えて、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮や、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等への寄与等森林の持つ多面的機能への期待が高まっており、国民の要請は高度化・多様化してきている。

このような国民の期待の高まりに応え、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくため、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要な課題となっている。

このような中で、我が国の森林資源の状況を見ると、人工林の造成は1千万haを超え、その多くが未だ間伐等の施業が必要な育成段階にあるが、高齢級の森林が増加しつつあり、引き続き適切な施業を実施することにより資源として本格的に利用が可能となる段階を迎え、これら人工林から生産される国産材の安定的な供給への期待が高まってきている。また、一方で、森林に対する国民のニーズを踏まえた広葉樹林化、長伐期化等多様な森林整備を推進するための分岐点となる時期にある。これら人工林については、森林の有する多面的機能の発揮を図るため、必要な施業を適時、適切に行い、森林の健全性が確保されるようにしていく必要があるほか、天然林についても、林分構造が低位にあるなどその資源内容が必ずしも十分なものとなっていない。また、我が国の森林は、急峻な山地や谷地、崖地が多い上に梅雨期、台風期等における集中豪雨等に見舞われやすい気象条件下にあること等から、山地災害等の未然防止を図る必要がある。さらに、野生鳥獣による森林被害の防止のための総合的かつ効果的な対策を推進することが重要となっている。

このように、我が国の森林は、戦後の積極的な人工林造成の結果、量的には充実しつつあり、世界的に木材需要の増大や森林の減少・劣化が進行する中で、適切な間伐等の推進による整備・保全と国産材の利用拡大を通じた林業の再生を図っていく重要な時期を迎えている。

上記のような課題に応じていくためには、公益的機能の発揮を図りつつ木材資源の効率的な循環・利用に対応するため、従来から進めてきた若齢の人工林の間伐に加え、高齢級の人工林についても、コストを抑えた択伐や間伐といった抜き

伐りの適切な実施等を行いながら、立地条件や国民のニーズに応じて長伐期化や育成複層林への誘導を計画的に実施するとともに、天然生林の的確な保全・管理など森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を図る必要がある。また、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策などにより森林の保全の確保を図ることを基軸としつつ、森林の有する多面的機能のうち、重視すべき機能に応じた森林資源の整備及び保全の推進を図ることが必要である。なお、このとき、すべての森林には多種多様な動植物や土壌生物が生息・生育していることから、それらを含む生態系の保全に配慮した施業を行うことが重要であり、そのような施業を通じて多様な林齢の森林を造成すること等が生物多様性の保全につながることに十分留意する必要がある。また、森林は二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として重要な役割を果たしており、京都議定書目標達成計画（平成17年4月28日策定 平成20年3月28日全部改定）において定められた森林吸収量の目標である1,300万炭素トンの確保に向け、間伐等の森林整備の着実な実施や、保安林等の適切な管理・保全等について、政府、地方公共団体、森林所有者、林業・木材産業関係者、国民等各主体の協力の下、「美しい森林づくり推進国民運動」の展開等を通じて一層の推進を図る必要がある。

さらに、生活に密着したふれあいの場、森林浴の場、森林の癒し効果を活用した健康づくりの場、野外教育や環境教育の場、野生鳥獣との共存の場、精神的な豊かさを養う場、ボランティアなどが森林づくりに参加する場及び都市・山村交流の場として森林空間を様々に利用する森林の総合利用に対応するとともに、景観の保全や花粉発生の抑制等の国民のニーズを踏まえた多様な森林資源の整備を推進する必要がある。

こうした森林整備の展開に当たっては、間伐等の採算性の向上に向け森林所有者への施業提案等による施業の集約化、路網と高性能林業機械との組合せによる低コスト作業システムの普及及び定着、流通の効率化、製材・加工の大規模化等生産、流通及び加工段階における条件整備を関係者が一体となって積極的に取り組むことが必要である。

この計画においては、上記のような基本的な考え方に沿って、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにするものである。計画の策定に当たっては、水系等の自然的条件を

基本として、森林資源の類似性、行政区界等の社会的経済的条件を勘案し、別紙のとおり全国の区域を分けて44の広域流域を定め、広域流域ごとに森林整備及び保全の目標、伐採立木材積、造林面積及び林道開設量等を定めることとした。この計画の計画期間は平成21年4月1日から平成36年3月31日までである。

なお、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画の策定等に当たっては、この計画に即して、森林、林業等に関する諸施策の実施状況等を考慮し、民有林・国有林間での緊密な連絡調整を図りつつ、その効率的な実行の確保が図られるよう配慮するものとする。

I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全、保健文化又は木材等生産の各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた整備及び保全を行う観点から、森林を、地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保持林」、生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」及び木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」に区分することとする。この区分を踏まえ、育成単層林における保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化、針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害

等の防止対策や森林病虫害、野生鳥獣被害の防止対策の推進、花粉の少ないスギ品種等への転換などスギ等の花粉発生の抑制対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。なお、森林の有する機能ごとの整備及び保全の目標並びに重視すべき機能に応じた森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針については、第1表のとおり定める。

また、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資する林道の整備を計画的に推進し、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの普及及び定着を図るとともに、施業の集約化に努めることとする。

第1表 森林の有する機能ごとの整備及び保全の目標並びに重視すべき機能に応じた森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針

区分	森林の有する機能ごとの整備及び保全の目標	重視すべき機能に応じた森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針
水土保全 森林	<p>【水源かん養機能】 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林</p>	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林であり、水源かん養機能の発揮を重視すべき森林又は土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他災害の防備のための森林で山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林を「水土保持林」に区分し、災害に強い国土基盤を形成し、又は良質な水の安定供給を確保する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、水源かん養又は山地災害防止の機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進するとともに、必要に応じて、保安林の指定や山地災害を防ぐ施設の整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地の縮小及び分散を図ることを基本とする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>また、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源のかん養や土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
	<p>【山地災害防止機能】 下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林</p>	
森林と人との共生林	<p>【生活環境保全機能】 大気浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林</p>	<p>国民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山等の森林で、風や霧等の自然的要因の影響及び騒音や粉塵等人為的要因の影響を緩和し、気温や湿度を調整する等地域の快適な生活環境の保全に資する等生活環境保全機能の発揮を重視すべき森林又は地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林、優れた自然景観等を形成する森林、国民の保健・文化・教育的利用に適した森林等の保健文化機能の発揮を重視すべき森林を「森林と人との共生林」に区分し、生物多様性の保全や森林とのふれあいを通じた森林と人間との共生を図る観点から、生活環境保全又は保健文化機能の維持増進を特に図るための森林施業や森林の適切な保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や、立地条件や国民のニーズ等に応じた広葉樹の導入を図る施業を推進するとともに、生活環境の保全、保健・風致の保存等のため保安林の指定やその適切な管理、野生動植物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全、防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
	<p>【保健文化機能】 原生的な自然環境を構成し、貴重な動植物の生息、生育に適している森林、街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林又は身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林</p>	
資源の循環利用林	<p>【木材等生産機能】 林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高く二酸化炭素の固定能力が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林</p>	<p>国民生活に不可欠であり、再生可能資源としての重要性が高まりつつある木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、木材等生産機能の発揮を重視する森林として、上記2つの区分以外の森林を「資源の循環利用林」に区分する。</p> <p>本区分の森林については、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進することとする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

注) 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2 森林整備及び保全の目標

森林整備及び保全の推進に当たっては、1に定める森林の整備及び保全の基本的な考え方を踏まえ、各広域流域の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等に配意の上、特に、以下の事項に留意して、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進することとする。

また、計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等を第2表のとおり定める。

- (1) 全般に寒冷な気候下にあり、育成単層林施業の適地が限られる北海道の各広域流域については、天然力を活用した施業を主体として森林の整備を推進することとする。特に、大径材生産を目標とする育成複層林施業を積極的に推進するとともに、原始的な森林の保存に努めることとする。また、育成単層林については、間伐等の実施や的確な更新により健全な森林の育成に努めることとする。

さらに、地質のぜい弱な火山性地形の分布など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。

(該当広域流域：天塩川、石狩川、網走・湧別川、十勝・釧路川、沙流川、渡島・尻別川)

- (2) 積雪量は比較的少ないものの、気候が冷涼である本州東北部の太平洋岸の各広域流域については、育成単層林について除伐、間伐等を適切に実施し、健全な森林の育成に努めるとともに、立地条件に応じて育成複層林施業への転換を推進することとする。また、コナラ等が多く存する森林については、しいたけ原木等を生産目標とする育成単層林施業等を推進することとする。

さらに、第三紀層の地質の分布など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進するとともに、松くい虫被害の北部先端地域においては、未被害地への拡散防止及び被害の抑制に努めることとする。

(該当広域流域：馬淵川、閉伊川、北上川、阿武隈川)

- (3) 全般に積雪量が多く、地質的にもぜい弱な山地が多い本州北部の日本海側の各広域流域については、山地災害防止機能の維持増進に配慮し、間伐等の適切な実施や、天然力を活用した施業を主体として活力ある健全な森林状態

を維持することとする。

また、第三紀層の地質や糸魚川～静岡構造線沿いの破砕帯の分布、豪雪地帯など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進するとともに、松くい虫被害の北部先端地域においては、未被害地への拡散防止及び被害の抑制に努めることとする。

さらに、脊稜山地地帯等の原生的な森林については、その保存に努めることとする。

(該当広域流域：岩木川、米代・雄物川、最上川、阿賀野川、信濃川、神通・庄川、九頭竜川)

- (4) 気候が温暖で、下流平野部に人口ちゅう密な都市が形成されている関東及び中部の太平洋側の各広域流域については、水源かん養機能及び山地災害防止機能の維持増進を図るため、間伐等の適切な実施や、立地条件に応じて育成複層林施業又は長伐期施業への転換を計画的に推進することとする。また、都市近郊等においては、生活環境保全機能の維持増進に配慮しつつ、森林の適切な保全に努めるとともに、森林空間の整備、花粉発生源対策、広葉樹林化・針広混交林化を推進することとする。

さらに、糸魚川～静岡構造線及び中央構造線沿いの破砕帯の分布など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。

(該当広域流域：那珂川、利根川、相模川、富士川、天竜川、木曾川)

- (5) 全般に地形が急峻であるが、温暖多雨でスギ、ヒノキ等の集約的な育成単層林施業が展開され、林業の成熟度が高い南近畿及び四国東部の各広域流域については、間伐等の適切な実施、保護樹帯の適切な配置等地方の維持及び山地災害防止機能の維持増進に配慮し、多様な木材需要に弾力的に対応できるよう、長伐期施業等への転換を推進することとする。

また、中央構造線沿いの破砕帯の分布や多雨な気候条件など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。

(該当広域流域：宮川、熊野川、紀ノ川、吉野・仁淀川)

- (6) 降水量が少なく、深層風化した花崗岩等のぜい弱な地質からなる山地が多い西日本の各広域流域については、スギ・ヒノキ等の育成単層林の除伐・間伐を山地災害防止機能の維持増進に配慮して計画的に実施するとともに、花

粉発生源対策、広葉樹林化・針広混交林化に努める。また、下流平野部に人口ちゅう密な都市が形成されている河川の上流の水源山地においては、育成複層林施業又は長伐期施業への転換を推進し、水源のかん養等の公益的機能の維持増進を図ることとする。

特に、降水量の少ない瀬戸内海沿岸部においては、天然力の活用を主体として森林生産力の維持増進を図るため、林地の改良、広葉樹の導入等を推進するとともに、山火事の防止に努めることとする。

また、中国山地の花崗岩地帯や中央構造線沿いの破碎帯の分布など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。

(該当広域流域：由良川、淀川、加古川、高梁・吉井川、円山・千代川、江の川、芦田・佐波川、高津川、重信・肱川)

- (7) 温暖で降雨量が多く、スギ・ヒノキを主体とした育成単層林施業が積極的に行われている南四国及び九州の各広域流域については、本格的な利用が可能となる森林が急増することから、山地災害防止機能の維持増進に配慮しつつ、木材需要に弾力的に対応できるよう、間伐等の適切な実施や的確な更新、長伐期施業等への転換を計画的に推進することとし、特に、人口ちゅう密な都市が形成されている九州北部の上流の水源山地においては、育成複層林施業への転換を推進することとする。

また、しいたけ原木の安定的供給を確保するため、クヌギ等の育成単層林施業を積極的に推進することとする。

さらに、地質のぜい弱な火山性地形の分布や台風の常襲地帯など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。

(該当広域流域：四万十川、遠賀・大野川、筑後川、本明川、菊池・球磨川、大淀川、川内・肝属川)

- (8) 沖縄の広域流域については、台風の常襲地帯であるとともに、河川の流路延長が短いこと、また、固有の動植物が生息していることから、水源かん養機能の維持増進及び貴重な種の保存に配慮し、天然力を活用した適切な施業を推進することとする。

また、地質のぜい弱な国頭層、島尻層の分布や台風の常襲地帯など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。

(該当広域流域：沖縄)

第2表 森林整備及び保全の目標

広域流域	育成単層林面積		育成複層林面積		天然生林面積	
	現況	計画期末	現況	計画期末	現況	計画期末
全 国	10,312	10,213	955	1,593	13,830	13,291
天 塩 川	225	223	135	163	575	549
石 狩 川	290	291	133	170	740	704
網走・湧別川	276	271	105	134	391	366
十勝・釧路川	319	316	129	200	802	733
沙 流 川	135	134	67	82	364	349
渡島・尻別川	207	214	49	68	597	571
岩 木 川	122	121	18	32	185	171
馬 淵 川	236	235	35	48	225	213
閉 伊 川	188	188	12	24	267	255
北 上 川	367	369	21	40	387	366
米代・雄物川	408	393	12	48	420	398
最 上 川	184	177	3	33	480	457
阿 武 隈 川	298	292	18	48	327	303
阿 賀 野 川	139	137	17	42	590	567
信 濃 川	334	331	14	31	805	791
那 珂 川	185	184	5	14	135	128
利 根 川	447	443	30	53	576	556
相 模 川	86	84	6	10	110	109
富 士 川	283	274	16	32	308	301
天 竜 川	240	235	8	17	209	205
神通・庄川	153	147	11	21	430	425
九 頭 竜 川	190	178	5	24	316	309
木 曾 川	486	481	13	28	422	412
由 良 川	105	105	1	3	167	164
淀 川	241	242	8	12	283	278
宮 川	149	148	0	2	98	97
熊 野 川	262	262	1	7	169	164
紀 ノ 川	145	143	4	6	83	82
加 古 川	147	145	2	7	236	233
高梁・吉井川	219	220	5	12	291	282
円山・千代川	233	231	2	10	199	194
江 の 川	243	238	7	22	360	350
芦田・佐波川	226	228	10	17	412	404
高 津 川	121	120	3	7	164	161
重信・肱川	186	186	2	7	168	164
吉野・仁淀川	462	461	7	15	239	233
四 万 十 川	212	213	3	8	121	115
遠賀・大野川	263	265	2	7	196	189
筑 後 川	231	231	2	6	93	87
本 明 川	105	106	1	3	137	134
菊池・球磨川	288	281	10	22	168	163
大 淀 川	363	356	4	21	223	212
川内・肝属川	303	302	12	26	275	262
沖 縄	12	12	8	8	85	85

- 注) 1 現況については、平成19年3月31日現在の数値である。
 2 林道整備率とは、「森林・林業基本計画」の林道の延長の目安に対する開設延長
 3 3区分別整備対象面積は、平成19年3月31日現在の数値である。

(単位 面積：千ha 蓄積：m³/ha)

森林蓄積(ha当り)		林道整備率(%)		3区分別整備対象面積(参考)		
現況	計画期末	現況	計画期末	水土保持林	森林と人の共生林	資源の循環利用林
177	208	50	64	17,585	3,226	4,286
100	116	30	41	760	78	98
124	137	37	51	827	284	54
161	185	46	59	553	81	137
145	162	38	49	809	217	223
134	147	38	52	434	91	40
107	127	38	50	586	136	131
168	182	50	65	201	55	69
183	208	51	70	271	53	173
184	223	48	65	347	29	91
190	222	47	61	527	93	155
184	227	52	65	558	109	173
140	168	46	56	454	144	69
183	216	52	63	403	67	173
130	157	44	52	468	210	68
145	178	58	67	837	216	99
204	238	62	78	211	40	75
194	226	52	62	712	222	118
202	239	63	74	151	38	14
175	202	64	78	379	101	128
177	205	61	74	336	57	64
149	172	62	74	449	117	27
196	242	67	78	335	67	109
194	225	63	79	769	86	66
182	213	34	44	196	17	59
184	211	45	54	414	42	76
185	203	49	63	129	38	81
252	290	50	68	306	19	107
277	318	48	70	167	15	50
175	212	36	48	302	51	33
155	186	52	65	433	42	39
205	250	43	58	382	18	34
179	203	40	54	417	27	165
200	243	52	64	518	57	74
217	275	44	58	217	10	61
192	229	58	77	254	36	66
232	280	60	77	457	31	221
199	250	57	73	179	24	132
211	276	62	82	299	23	139
280	377	58	73	205	21	98
189	241	64	77	133	40	69
265	311	54	71	390	20	55
256	275	62	80	259	21	309
208	246	63	81	511	45	34
124	131	44	59	38	37	31

の割合である。